

ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

インドネシア共和国
公報

2018年 1764号 法務・人権省、特許出願

特許出願に関する
インドネシア共和国
法務・人権省令
2018年 38号

慈悲深き、慈悲あまねき、アッラーの御名において

インドネシア共和国法務・人権大臣は、

特許に関する法律 2016年 13号第 29条、第 32条、第 33条第(3)項、第 42条、第 43条第(3)項、第 56条、第 61条第(5)項の規定の実施のため、特許出願に関する法務・人権省令を定める必要があること

を検討し、

1. 省に関する法律 2008年 39号 (インドネシア共和国官報 2008年 166号、官報補遺 4916号) ;
2. 特許に関する法律 2016年 13号 (インドネシア共和国官報 2016年 173号、官報補遺 5922号) ;
3. 既に何度か改正され、最後の改正が法務・人権省で適用される非税国家収入種目の種類と額に関する政令 2014年 45号に対する 2度目の改正に関する政令 2016年 45号 (インドネシア共和国官報 2016年 227号、官報補遺 5940号) により行われた、法務・人権省で適用される非税国家収入種目の種類と額に関する政令 2014年 45号 (インドネシア共和国官報 2014年 125号、官報補遺 5541号) ;
4. 法務・人権省に関する大統領令 2015年 44号 (インドネシア共和国官報 2015年 84号) ;
5. 既に何度か改正され、最後の改正が法務・人権省の組織と業務手順に関する法務・人権省令 2015年 29号に対する 3度目の改正に関する法務・人権省令 2018年 24号 (インドネシア共和国公報 2018年 1135号) により行われた、法務・人権省の組織と業務手順に関する法務・人権省令 2015年 29号 (インドネシア共和国公報 2015年 1473号) ;

を考慮し、

特許出願に関する法務・人権省令を定めることを決定する。

第 I 章

総則

第 1 条

本省令では用語を以下のように定義する：

1. 特許とは、技術分野における発明の成果に対して国が一定期間発明者に与える排他的権利であって、当該発明を自ら実施し又は他人に対してその承認を与えるためのものである。
2. 発明とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る。
3. 発明者とは、単独又は複数の者が共同で発明を創出する活動に注がれた思想を行う者である。
4. 出願とは、大臣に対して申請する特許又は小特許の出願である。
5. 出願人とは、特許の出願を申請する者である。
6. 特許権者とは、特許の所有者としての発明者、特許の所有者から当該特許権を受け継いだ者又は前述の者から更に当該特許権を受継いだ他の者であって、特許一般登録簿に登録されている者である。
7. 明細書とは、発明分野の専門家が理解できる、発明実施方法に関する書面による説明である。
8. 請求項とは、法的保護を求める発明の核心を記述した出願の一部分であり、明確に説明がなされ、明細書による補助がなければならない。
9. 図面とは、発明の各部分を説明する印、シンボル、文字、数字、図、ダイアグラムまたはシーケンスを記載した発明の技術図面である。
10. 要約とは、発明の核心を記述した明細書の概要である。
11. 微生物とは、極めて小さく、肉眼で見ることができず、顕微鏡の助けがなければならない生物である。
12. 証書とは、特許または小特許の所持の証拠として用いることができる、権限を持つ機関による書面または印刷の証明証または証明書である。
13. 受理官庁とは、特許協力条約に基づいて出願が行われた国または政府間組織の事務所である。
14. 指定官庁とは、国の事務所または特許協力条約に基づいて出願人が指定した国で行動する事務所である。
15. 国際調査機関とは、特許協力条約に基づいた国際調査を行うために出願人が指定した国または政府間組織の事務所である。
16. 国際予備審査機関とは、特許協力条約に基づいた国際初期審査を行うために出願人が指定した国または政府間組織の事務所である。
17. 国際事務局とは、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization）の一部であり、特許協力条約に基づく出願を取り扱う。
18. 優先権とは、工業所有権の保護に関するパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において最初にされた出願の出願人が、当該出願が当該国際条約に基づいて定められる期間内になされる限り、最初の国での出願日が前記条約の加盟国である後の出願の国において優先日として認

められるための権利である。

19. 代理人とは、インドネシア共和国内に住所又は居所を有する知的財産コンサルタントである。
20. 出願日とは、最低限の条件を満たした出願を受けた日付である。
21. 大臣とは、法律分野の行政事務を担当する大臣である。
22. 日とは、就業日である。

第2条

本省令の範囲には以下を含む：

- a. 出願の条件と手続；
- b. 優先権を用いた出願；
- c. 特許協力条約に基づく出願；
- d. 出願の変更と分割の手続；
- e. 特許出願の取下げの手続；
- f. 実体審査の条件と手続；
- g. 認可；および
- h. データ変更登記の条件と手続

第II章

出願の提出条件と手続

第一部

出願の提出条件

第1節

総則

第3条

- (1) 特許は出願に基づいて与えられる。
- (2) 第(1)項の出願は、出願人またはその代理人が大臣に対して、インドネシア語の書面で提出する。
- (3) 第(2)項の出願は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に従った費用が課される。

第4条

第3条の出願は、少なくとも以下を記載する：

- a. 出願書類の年月日；
- b. 発明者の氏名、完全な住所と国籍；
- c. 出願人が法人でない場合、出願人の氏名と完全な住所と国籍；
- d. 出願人が法人である場合、出願人の名称と完全な住所；
- e. 出願が代理人を通じて行われる場合、代理人の氏名と完全な住所；および
- f. 出願が優先権を用いて行われる場合、初回の出願が受理された国名と日付

第5条

- (1) 第3条の出願は、少なくとも以下を記載した要件を添付しなければならない：
 - a. 発明の名称；
 - b. 発明の明細書；
 - c. 発明の請求項または複数の請求項；
 - d. 発明の要約；
 - e. 出願に図面が添付されている場合、発明の説明に必要な、明細書において述べられた図面；
 - f. 出願が代理人を通じて行われる場合、委任状；
 - g. 発明者による発明の所有を宣言した書類；
 - h. 出願が発明者でない出願人により行われる場合、発明所有権の譲渡書；および
 - i. 出願が微生物に関するものの場合、微生物の保管証書
- (2) 第(1)項 i の微生物の保管証書は、以下のものにより発行されたものでなければならない：
 - a. 1980年の特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約（Budapest Treaty on the International Recognition of the Deposit of Microorganisms）により認められた微生物保管機関または団体；あるいは
 - b. 大臣が定めた微生物保管機関または団体

第2節 明細書

第6条

- (1) 第5条第(1)項 b の明細書は、特許を得るための出願書類に記載された名称に従った発明の名称を記載する。
- (2) 第(1)項の明細書は、見出しを記載する。
- (3) 第(2)項の見出しは、少なくとも以下を記載する：
 - a. 発明に関する技術分野の詳細と説明を含む発明の技術分野；
 - b. 発明の理解、調査および審査に必要とされる、出願を行った者が認知する、発明の技術的背景の説明を含む発明の背景。および可能であれば、既存の同一分野の技術の発明と比較しての発明の技術的な優越と利益に関する説明があれば、それを含む上記の技術の背景の参照となる書類についても述べる；
 - c. 実施／実行可能な発明態様の説明を含む発明の簡潔な説明；
 - d. 添付された図面に関係する事項についての簡潔な説明を含む図面の簡潔な説明；
 - e. 少なくとも例を伴った、発明の実施方法のうち一つの説明を含む発明の完全な説明。必要な場合、添付された図面を参照する。また、その発明の性質が記述によって説明することが困難な場合、その発明の産業における応用方法または使用法に関する説明。

第3節 請求項

第7条

- (1) 第5条第(1)項(c)の発明の請求項または複数の請求項は、発明の核心に関して明確かつ一貫し

て述べなければならない。

- (2) 第(1)項の請求項は、図面または図表に記入してはならないが、表および／あるいは化学式または数式に記載することはできる。
- (3) 第5条第(1)項 e の図面を添付された出願の場合は、請求項の記述は括弧の間に書かれた図面を参照した印、象徴、数字を加えることができる。
- (4) 必要な場合、請求項は添付された明細書または図面に対する参照の性質の、または参照の形の文章を記載することができる。

第8条

- (1) 第7条の請求項は、互いに関係し、単一な発明を形成しなければならない。
- (2) 第(1)項の請求項は独立した特許請求項および／あるいは従属請求項の形を取ることができる。
- (3) 第(2)項の独立した特許請求項は、技術分野の特定の問題を解決する重要な技術的特徴を含むものである。
- (4) 第(2)項の従属請求項は、独立した特許請求項を参照した請求であり、またその独立した特許請求項の重要な技術的特徴の全てを有し、他の技術的特徴が追加されるものである。

第4節

図面

第9条

- (1) 図面を用いて出願を行う場合、出願人は発明を説明するための図面を添付する義務がある。
- (2) 第(1)項の図面は、文字または数字を具備することができ、その文章が当該の図面の一部として非常に必要とされる場合を除いて、文章の形とすることは認められない。
- (3) 第(1)項の図面は、技術図面から成る。

第5節

要約

第10条

- (1) 要旨での発明の記述は、200語を超えてはならず、特許を得るための出願書類に記載された発明の名称に応じた発明の名称から始める。
- (2) 第(1)項の要約には、以下の規定が適用される：
 - a. 明細書および請求項を含む説明の概要を記入する；および
 - b. 宣伝またはプロパガンダの性質の表明を記載しない
- (3) 出願の公開の必要のため、第(2)項の要約は出願人が定めた図面を具備させることができる。

第6節

委任状

第11条

第5条第(1)項 f の委任状は、少なくとも以下を記載する：

- a. 委任者の氏名と住所；
- b. 受任者の氏名と住所；
- c. 発明の名称；および
- d. 十分な印紙

第 7 節 発明の所有宣誓書

第 12 条

- (1) 第 5 条第(1)項 g の発明者による発明の所有を宣言した書類は、出願が行われた発明が真に発明者が所有するものであり、法的に責任を負うことができることの表明を記載する。
- (2) 発明が一人の発明者により行われた場合、第(1)項の発明の所有宣誓書は、当該の発明者が署名する義務がある。
- (3) 発明が一人を超える人数の発明者により行われた場合、第(1)項の発明の所有宣誓書は、全発明者が署名する義務がある。

第 8 節 所有権の譲渡書

第 13 条

第 5 条第(1)項 h の所有権の譲渡書は、少なくとも以下を記載する：

- a. 発明の名称；
- b. 発明者の氏名と住所；
- c. 権利の被譲渡人の氏名と住所；および
- d. 十分な印紙

第二部 出願記述の物理的および形式的条件

第 14 条

- (1) 明細書、請求項および要約の記述および図面の作成は、以下の物理的条件の規定により提出される：
 - a. 重さが少なくとも 80gsm の A4 サイズ（29.7 センチ×21 センチ）の HVS 紙にタイプした明細書、請求項および要約；
 - b. a 項の A4 用紙は白色で、平らで、光沢がなく、短い辺を上下にしなければならない（図面のために用いる場合を除く）；および
 - c. 明細書の記述に用いるフォントの種類は、Courier New の 12 サイズである。
- (2) 明細書、請求項および要約のフォーマットは以下の通りである：
 - a. マージン
 - 1. 上端から 2 センチ；
 - 2. 下端から 2 センチ；

3. 左端から 2.5 センチ ; および
 4. 右端から 2 センチ
- b. 明細書、請求項および要約の記述は片面にのみ行う ;
 - c. 記述、請求項および要約の紙は全て、マージンでない上部中央部分にアラビア数字で連番を与える ;
 - d. 説明および請求項のタイピング 5 行ごとに行番号を記載しなければならない。これは新たなページに代わるごとに数え直し、また用紙の左側のマージンでない部分に記載する。
 - e. タイプは黒色を用いて、行間を 1.5 行にし、最小の文字の高さが 0.31 センチの直立した文字で行わなければならない ; および
 - f. 線、化学式または数式および特定の記号は、必要な場合、手書きまたは描画することができる。
- (3) 図面は以下のマージンで光沢のない、重さが少なくとも 100 グラムの、A4 サイズの白色の図面用紙を用いなければならない :
1. 上端から 2.5 センチ ;
 2. 下端から 1 センチ
 3. 左端から 2.5 センチ ; および
 4. 右端から 1.5 センチ
- (4) 提出する全ての出願書類は裂けたり、折れたり、壊れた状態ではならない。

第 15 条

- (1) 第 14 条の明細書、請求項および要約は別個に記述し、またその記述は用紙 1 枚に 1 ページのみである。
- (2) 第(1)項の明細書、請求項および要約の記述に用いられる全ての用語は、一貫したものでなければならない。

第三部

出願の提出方法

第 1 節

総則

第 16 条

- (1) 第 3 条の出願は、一つの発明または相互に関係し単一となった複数の発明に対して提出される。
- (2) 第(1)項の出願は以下の方法で提出できる :
 - a. 非電子的 ; あるいは
 - b. 電子的

第 17 条

- (1) 出願は、1 つを超える請求項を記載して提出することができる。
- (2) 第(1)項の請求項は、以下を含む 2 つの部分で書くことができる :
 - a. 以前の発明の技術分野を示す表明に関する第一部 ; および

- b. 保護を求める、既存の発明の特徴の修正または補完となる発明の技術の表明に関する第二部
- (3) 第(1)項の請求項が 2 つの部分に書かれていない場合、請求項は発明の核心に関する説明を記載した単一の表明しか含むことができない。

第 18 条

- (1) 出願が 1 つを超える請求項を記載する場合：
 - a. 各請求項に連番を与える；および
 - b. 請求項はインドネシア語を用いて、関連する技術分野の説明で使われる一般的な用語で記述しなければならない。
- (2) 出願に 10 を超える請求項がある場合、この請求項の超過に対して、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従って追加費用が課される。
- (3) 第(2)項の追加費用の支払は、遅くとも実体審査請求の提出時までに行わなければならない。
- (4) 出願人が第(3)項の期限に追加費用を支払わなかった場合、超過分の請求項は撤回されたとみなされる。

第 2 節

非電子的な出願提出

第 19 条

- (1) 第 16 条第(2)項 a の出願は、大臣に提出する。
- (2) 第(1)項の出願は、知的財産総局または法務・人権省地域事務所を通じて行われる。
- (3) 第(1)項の出願は出願人またはその代理人が提出できる。

第 20 条

- (1) 第 19 条の出願の提出は、様式に記入して行われる。
- (2) 第(1)項の出願様式には、少なくとも第 4 条の条件を記載する。
- (3) 第(2)項の出願様式を記入する他、少なくとも出願人は第 5 条第(1)項のものも添付しなければならない。
- (4) 第(3)項の添付書類が外国語で書かれている場合、インドネシア語へ翻訳する義務がある。
- (5) 第(1)項の様式の形式は、省令の分かつことのできない一部となる添付書類に記載される。

第 21 条

- (1) 統一インドネシア共和国の領域に居住しない、または本籍を有しない出願人が提出した出願は、インドネシアの代理人を通じて提出しなければならない。
- (2) 統一インドネシア共和国の領域に居住する出願人が提出した出願は、代理人を通じて行うことができる。
- (3) 出願が代理人を通じて行われた場合、代理人の住所が出願人の居所となる。
- (4) 代理人を通じて提出された出願の場合、出願人は第 5 条第(1)項 f の委任状を添付しなければならない。
- (5) 第(4)項の委任状は、委任者としての出願人および出願人から受任された者としての知的財産コ

ンサルタントの署名がされなければならない。

第 22 条

出願が発明者でない出願人により行われた場合、出願は第 5 条第(1)項 h の発明の所有権の譲渡書を伴わなければならない。

第 23 条

- (1) 発明が一人の発明者により行われた場合、第 5 条第(1)項 h の発明の所有権の譲渡書は、当該の発明者の署名がされなければならない。
- (2) 発明が一人を超える発明者により行われた場合、第(1)項の発明の所有権の譲渡書は、全ての発明者の署名がされなければならない。
- (3) 第(2)項の発明の所有権の譲渡書が指名された一人の発明者により署名される場合、各発明者による指名書を伴わなければならない。

第 24 条

- (1) 遺伝子資源および／あるいは伝統的知識に関する、および／あるいはそれらに由来する特許出願は、明細書においてその遺伝子資源および／あるいは伝統的知識の由来を明確かつ正しく述べなければならない。
- (2) 第(1)項の遺伝子資源および／あるいは伝統的知識についての情報は、政府が認可した公式機関により定められる。
- (3) 第(2)項の、認可された公式機関がまだ定められていない場合、出願人は遺伝子資源および／あるいは伝統的知識の由来の正しさと明確さを宣言する宣誓書を作成しなければならない。
- (4) 第(3)項の宣誓書の内容の正当性は、出願人の責任となる。
- (5) 第(1)項の出願は第(2)項の遺伝子資源および／あるいは伝統的知識の証明書、または第(3)項の宣誓書を添付しなければならない。

第 25 条

- (1) 出願が特定の微生物に関する場合、その出願は少なくとも以下の情報を記載した、第 5 条第(1)項 i の微生物の保管機関が発行した微生物保管証書を添付しなければならない：
 - a. 当該の微生物の特徴または性質に関する十分な説明；
 - b. 微生物の名称；
 - c. 保管のために引き渡された日付；
 - d. 保管機関の名称；および
 - e. 微生物の保管番号
- (2) 第(1)項の情報が添付されていない場合、遅くとも出願日から 3 ヶ月以内にその情報を備える義務があり、法令の規定に従い延長することができる。

第 26 条

- (1) 第 25 条第(1)項の微生物に関する情報の提出は、出願人によるあらゆる者に対しての、微生物の利用の無条件の承認とみなされる。
- (2) 第(1)項の微生物の利用を行うあらゆる者は、保管場所の機関に保管された微生物の試料を求め

るため、大臣に対して書面による申請を提出しなければならない。

- (3) 第(2)項の微生物の利用申請は、以下の表明を備えていなければならない：
 - a. その微生物の試料をその出願が撤回されるまで、または撤回されたとみなされるまで、または拒絶されるまで、または特許の期間が終了するまで他者に譲渡しないことの表明；および／あるいは
 - b. その出願が撤回されるまで、または撤回されたとみなされるまで、または拒絶されるまで、研究のためにのみ用いることの表明
- (4) 第(3)項の微生物の試料を得るための要請が大臣により承認された場合、この承認は直ちに出願人に通知されなければならない。

第 27 条

- (1) 第 19 条の出願に対して、以下を記載した受取証が交付される：
 - a. 出願番号；
 - b. 出願提出日；および
 - c. 支払い済みの費用額
- (2) 第 4 条、第 5 条第(1)項 a から e の最低限の方式要件を満たし、出願費用を支払った後、大臣は出願日を与える。

第 28 条

- (1) 全ての出願は方式審査が行われなければならない。
- (2) 第(1)項の審査は、出願提出が受理された日から 14 日の期間内に行われる。

第 29 条

- (1) 第 6 条第(1)項の明細書のページ数が 30 ページを超える場合、明細書のページの追加費用が課される。
- (2) 第(1)項の明細書のページの追加費用の額は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従う。
- (3) 第 6 条第(1)項の明細書が外国語で書かれている場合、出願人は出願日から遅くとも 30 日の期間内に明細書のインドネシア語訳を備える義務がある。
- (4) 第(2)項の期間内に、出願人が明細書のインドネシア語訳を備えなかった場合、大臣は出願が撤回されたとみなされたとの宣言を通知する。

第 30 条

- (1) 第 28 条の方式審査の結果に基づき、不備があることが表明された場合、大臣は出願人に補うよう書面で通知を行う。
- (2) 出願人は不備の通知書が出された日から 3 ヶ月の期間内に、要件書類の不足を補わなければならない。

第 31 条

- (1) 第 30 条第(2)項の期間に出願人が要件書類を補うことができない場合、出願人は期間延長申請を提出することができる。

- (2) 第(1)項の期間延長申請は、理由を添えて書面により大臣に提出する。
- (3) 大臣が第(2)項の申請を承認する場合、与えられる延長期間は最長で第 30 条第(2)項の期間終了から 2 ヶ月である。

第 32 条

- (1) 第 31 条第(3)項の期間内に出願人が要件書類を補うことができない場合、出願人は期間延長申請を提出することができる。
- (2) 第(1)項の期間延長申請は、理由を添えて書面により大臣に提出する。
- (3) 大臣が第(2)項の申請を承認する場合、与えられる延長期間は最長で第 31 条第(3)項の期間終了から 1 ヶ月であり、法務・人権省で有効な非税国家収入分野の法令に基づいた延長申請費用を課される。

第 33 条

- (1) 出願人が第 31 条および第 32 条の延長申請をしない場合、出願は撤回されたとみなされる。
- (2) 大臣は出願人に、出願が撤回されたとみなすことを表明した通知書を交付する。

第 34 条

第 28 条第(2)項の審査結果に基づき、不備がないことが表明された場合、大臣は出願人に方式要件具備通知書を交付する。

第 3 節

電子的な出願提出

第 35 条

- (1) 第 17 条第(2)項 b の電子的な出願は、知的財産総局の公式ウェブサイトを通じて、出願人が大臣に対して提出する。
- (2) 非電子的な出願の審査に関する第 28 条から第 34 条の規定は、必要な変更を加えれば電子的な出願の審査にも適用される。
- (3) 出願出願日の決定は、第 27 条第(2)項の最小要件を既に満たすものである。

第 III 章

優先権を用いて行われる出願

第 36 条

- (1) 優先権を用いた出願は、本国の優先日から遅くとも 12 ヶ月以内に行わなければならない。
- (2) 第(1)項の優先権の出願は、本国で権限を持つ担当官により承認された優先権書類も具備しなければならない。
- (3) 第(2)項の本国で権限を持つ担当官により承認された優先権書類は、優先日から遅くとも 16 ヶ月以内に大臣に提出しなければならない。
- (4) 第(1)項、第(2)項および第(3)項の条件が満たされない場合、出願は優先権を用いることなく行われたとみなされる。

- (5) 出願が複数の優先権を用いて行われた場合：
- a. 全ての優先権書類を添付しなければならない。
 - b. もっとも早い優先日から、第(1)項の12ヶ月の期間内に行う。
 - c. a項の優先権書類は、もっとも早い優先日から遅くとも16ヶ月の期間内に大臣に提出しなければならない。
 - d. 優先権書類の全てが大臣に提出されなかった場合、提出された優先のみが出願において認められる。
 - e. a項、b項、c項の規定を満たさない場合、出願は優先権を用いることなく行われたとみなされる。
- (6) 優先権書類内にある請求項の正当性が実体審査を必要とする場合、大臣は出願人に明細書、請求項、要約および優先権書類に図面があればそれらのインドネシア語訳を提出するよう求めることができる。

第IV章

特許協力条約に基づく出願

第一部

特許協力条約に基づく出願

第37条

- (1) 出願は特許協力条約を通じて行うことができる。
- (2) 第(1)項の出願は以下の方法で提出できる：
 - a. 非電子的；あるいは
 - b. 電子的
- (3) 第(1)項の出願は特許についてのみ行うことができ、費用が課される。
- (4) 第(1)項の特許協力条約を通じた出願は、以下のメカニズムを通じて行うことができる：
 - a. インドネシアが受理官庁として
 - b. インドネシアが指定官庁として
- (5) 第(3)項 a の出願費用には以下が含まれる。
 - a. 送付手数料；
 - b. 特許協力条約に基づく出願手数料；
 - c. 30ページを超えて提出された特許協力条約を通じた出願のページ超過の追加費用；
 - d. 特許協力条約に基づく国際調査手数料
- (6) 第(5)項 a の費用は大臣に支払い、金額は法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に従って定められる。
- (7) 第(5)項 b および c の費用は、規定の費用額に応じて国際事務局に支払う。
- (8) 第(5)項 d の費用は、出願人が既定の費用額を選択した国際調査機関に支払う。

第1節

インドネシアが受理官庁となる特許協力条約を通じた出願

第 38 条

- (1) 第 37 条第(4)項 a のインドネシアが受理官庁となる特許協力条約を通じた出願は、インドネシアで有効な法令の規定と特許協力条約の規定に従って様式に記入して行われる。
- (2) 第(1)項の出願を提出する出願人は、次の者からなる：
 - a. インドネシア法人またはインドネシア国籍者；および／あるいは
 - b. 統一インドネシア共和国の領域内に居所を持つ外国法人または外国籍者
- (3) 第(2)項の出願人が複数の場合、少なくとも 1 人の出願人が統一インドネシア共和国の領域内に居所を持っていなければならない。
- (4) 第(1)項の出願様式の記入は、世界知的所有権機関のウェブサイトを通じてダウンロードして行う。
- (5) 第(4)項の様式には以下のものを添付する：
 - a. 英語での明細書；
 - b. 英語での請求項；
 - c. 英語での要約；
 - d. 英語での図面；
 - e. 送付手数料の支払証明；
 - f. 代理人を通す場合は委任状；および
 - g. 優先権を用いる場合は優先権証明書
- (6) 条件を満たした(1)項の出願は、第 37 条第(5)項の支払を行う義務がある。

第 39 条

- (1) インドネシアが受理官庁となる特許協力条約を通じた出願の提出で、出願人は世界知的所有権機関の規定に従い、国際調査機関での調査を行うために指名された国際調査機関、および／あるいは国際予備審査機関での予備審査を行うために指名された国際予備審査機関を定める
- (2) 第(1)項の国際調査機関および国際予備審査機関は、以下のものを含む：
 - a. オーストラリア特許庁；
 - b. 欧州特許庁；
 - c. 日本特許庁；
 - d. 韓国特許庁；
 - e. シンガポール特許庁；および
 - f. ロシア特許庁

第 40 条

- (1) 出願は様式に記入し、また第 38 条第(4)項および第(5)項の付属様式を具備して、並びに第 37 条第(5)項 a の支払を行って、非電子的に受理官庁に提出されうる。
- (2) 第(1)項の出願は、第 38 条第(1)項の出願の提出日から遅くとも 14 日以内に、方式審査が行われる。
- (3) 第(2)項の方式審査により不備があることが表明された場合、受理官庁は出願人に、通知書の送付日から遅くとも 2 ヶ月で方式要件を補うよう書面で通知する。
- (4) 受理官庁は、方式要件を具備した出願の出願日を定める措置をとる。
- (5) 第 38 条第(4)項および第(5)項の方式要件を満たした出願は、全ての出願書類をアップロードす

ることにより、第 37 条第(2)項 b のように電子的に国際事務局に送付されうる。

第 41 条

特許協力条約に基づく出願は、特許協力条約および PCT と略称される特許協力条約に基づく規則に記載された規定に基づいて提出される。

第 42 条

方式要件を具備していない、および／あるいは費用支払証明を提出していない出願は、国際事務局は受理官庁を通じて書面で、または電子メールで出願人に、出願が撤回されたとみなされたことを通知する。

第 2 節

インドネシアが指定官庁となる特許協力条約を通じた出願

第 43 条

- (1) 出願人は、第 37 条第(4)項 b の特許協力条約を通じた出願を出願の指定官庁としての大臣に渡すため、国際事務局を通じて、出願人が選択した特許協力条約の加盟国の受理官庁へ提出する。
- (2) 第(1)項の出願人には、以下の者を含む：
 - a. インドネシア国籍者および／あるいは特許協力条約加盟国の外国籍者；および／あるいは
 - b. インドネシア法人および／あるいは特許協力条約加盟国の外国法人
- (3) 第(1)項の出願手続は、インドネシアで有効な法令の規定、および特許協力条約の規定に従って行われる。

第 44 条

- (1) 出願先である大臣に提出される特許協力条約に基づく出願は、以下の時点から遅くとも 31 ヶ月の期間内に提出しなければならない：
 - a. 国際出願日；あるいは
 - b. もっとも早い優先権日
- (2) 第(1)項の出願が 31 ヶ月の期間を超過しても、故意でない理由を添えて提出ができるが、費用が課される。
- (3) 第(1)項 a の出願で、大臣は大臣への出願提出の最終期限から最長 3 ヶ月の期間延長を与えることができる。
- (4) 第(1)項 b の出願で、大臣は大臣への出願提出の最終期限から最長 12 ヶ月の期間延長を与えることができる。
- (5) 第(2)項、第(3)項および第(4)項の出願が期限を過ぎた場合、出願は特許協力条約を用いずに行う。
- (6) 第(2)項の費用は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に基づいて定められる。
- (7) 既に支払われた第(6)項の費用は、返還されない。

第 45 条

- (1) 第 44 条第(1)項、第(3)項および第(4)項の特許協力条約に基づく出願は、特許出願としてしか提出できない。
- (2) 第(1)項の特許協力条約に基づく出願で、出願人は様式に記入し、法令の規定に基づく出願費用を支払わなければならない。
- (3) 第(2)項の出願様式には、以下の情報を記載する：
 - a. 出願書類の年月日；
 - b. 発明者の氏名、完全な住所と国籍；
 - c. 出願人が法人でない場合、出願人の氏名と完全な住所と国籍；
 - d. 出願人が法人である場合、出願人の名称と完全な住所；
 - e. 出願が代理人を通じて行われる場合、代理人の氏名と完全な住所；および
 - f. 出願が優先権を用いて行われる場合、初回の出願が受理された国名と日付
- (4) 第(3)項の出願様式に記入する他、出願には以下の書類を添付する義務がある：
 - a. 発明の名称；
 - b. 発明の明細書；
 - c. 発明の請求項または複数の請求項；
 - d. 発明の要約；
 - e. 出願に図面が添付されている場合、発明の説明に必要な、明細書において述べられた図面；
 - f. 出願が代理人を通じて行われる場合、委任状；
 - g. 発明者による発明の所有を宣言した書類；
 - h. 出願が発明者でない出願人により行われる場合、発明所有権の譲渡書；および
 - i. 出願が微生物に関するものの場合、微生物の保管証書
- (5) 第(4)項の様式の添付で外国語のものは、インドネシア語訳しなければならない。
- (6) 第(4)項の名称、明細書、請求項および要約と図面（あれば）が外国語の場合、インドネシア語訳を提出日から遅くとも 30 日で提出しなければならない。
- (7) 名称、明細書、請求項および要約と図面（あれば）が外国語で第(6)項の期限までにインドネシア語訳が具備されない場合、その出願は撤回されたとみなされる。
- (8) 出願人が発明者でない場合、出願人は権利譲渡書の代わりとして宣誓書を添付することができる。
- (9) 出願が遺伝子資源および／あるいは伝統的知識に関するものの場合、出願人は第 24 条の条件を満たさなければならない。

第 46 条

- (1) 第 45 条第(2)項の出願は、出願人が非電子的に、または電子的に行うことができる。
- (2) 第 45 条第(2)項の特許協力条約に基づく出願は、小特許の出願に変更することができない。

第 47 条

第 46 条第(2)項の既に大臣に提出されたインドネシアを指定官庁とする特許協力条約に基づく出願の公開は、提出日から遅くとも 6 ヶ月で開始される。

第 48 条

特許協力条約に基づく出願は、特許協力条約および PCT と略称される特許協力条約に基づく規

則に記載された規定に基づいて電子的に、または非電子的に提出される。

第二部

優先権を用いた、インドネシアが指定官庁となる特許協力条約を通じた出願

第 49 条

- (1) 第 37 条第(4)項 a の特許協力条約に基づく出願は、優先権を用いて提出できる。
- (2) 第(1)項の出願は、権限を有する担当官により公認された第 36 条第(2)項の書類を具備する。
- (3) 第(2)項の優先権書類は、優先日から遅くとも 16 ヶ月の期間内に、受理官庁を通じて国際事務局に提出しなければならない。

第 V 章

出願の変更および分割手続

第一部

出願の変更手続

第 50 条

- (1) 出願は以下により変更を行うことができる：
 - a. 出願人の主導；および／あるいは
 - b. 大臣の助言
- (2) 第(1)項 a の変更手続は、以下を含む：
 - a. 出願データ；
 - b. 特許出願を小特許出願に変更する、またはその逆
- (3) 第(1)項 b の変更手続は、特許出願を小特許出願に変更する、またはその逆という形式のものである。
- (4) 第(1)項および第(2)項の変更は、大臣が出願に最終決定を与える前において行うことができる。

第 1 節

出願人の主導によるデータ変更の申請手続

第 51 条

- (1) 変更申請は出願人が大臣に書面で提出できる。
- (2) 第(1)項の変更申請は、法人の、または法人でない出願人が提出できる。
- (3) 第(2)項の法人の出願人により提出された変更申請は、以下に対して行うことができる：
 - a. 名称；および
 - b. 完全な住所
- (4) 第(2)項の法人でない出願人により提出された変更申請は、以下に対して行うことができる：
 - a. 氏名；
 - b. 完全な住所；および
 - c. 国籍

- (5) 第(3)項および第(4)項のデータ変更申請の提出において、出願人は少なくとも以下を添付する義務がある：
- a. データ変更の補助的な証拠；および
 - b. データ変更の申請の支払証明
- (6) 第(2)項の変更申請の提出において、出願人は変更される出願部分を添付しなければならない。
- (7) 第(2)項の変更申請は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に基づいて定められる額の費用が課される。

第2節

特許出願を小特許出願に変更する手続、またはその逆の手続

第52条

- (1) 特許出願を小特許出願に変更する手続、またはその逆の手続は、以下の時点で行われる：
- a. 方式審査；あるいは
 - b. 実体審査
- (2) 特許出願を小特許出願に変更する手続の場合、特許出願は出願が取り下げられたとみなされる。
- (3) 小特許出願を特許出願に変更する手続の場合、小特許出願は出願が取り下げられたとみなされる。
- (4) 第(1)項の出願は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に基づいて定められる額の費用が課される。

第二部

出願の分割

第1節

総則

第53条

出願の分割は、出願人の主導および／あるいは大臣の助言により行うことができる。

第2節

出願分割の手続

第54条

- (1) 出願が第16条第(1)項の単一となっていない複数の発明からなる場合、出願人は出願の分割を請求できる。
- (2) 第(1)項の出願の分割は、各出願において申請される保護の範囲が、原出願で提出された保護範囲を広めるものではないとの規定で、単一の出願またはそれ以上の出願として別個に提出することができる。
- (3) 第20条の要件を満たした第(1)項および第(2)項の出願の分割は、原出願日と同じ出願日を有するとみなされる。

- (4) 出願の分割に対しては、公開日と公開番号は原出願を参照する。
- (5) 第(2)項の出願の分割は、費用が課される。
- (6) 第(5)項の出願の場合、実体審査費用は、出願分割の提出の時点で支払わなければならない。
- (7) 第 18 条の規定は、必要な変更を加えれば分割申請における請求項の超過に対しても適用される。
- (8) 第(1)項の出願は、大臣による最終決定の前に提出できる。

第 55 条

出願の分割は以下を利用できる：

- a. 原出願の委任状の複写；
- b. 原出願の権利譲渡書の複写；および
- c. 原出願の発明の所有宣誓書の複写

第三部 出願の変更

第 56 条

- (1) 特許出願を小特許出願に変更する場合、まだ公開されていない特許出願では、特許出願が小特許出願に変更された際に大臣は直ちにこの出願を公開する。
- (2) 特許出願が既に公開されている場合、特許出願の小特許出願への変更は、以前の特許出願の公開に従う。
- (3) 小特許から特許への出願変更は、特許出願で適用されている規定に従い、公開期間の不足分について、その期間だけ再公開をする。

第 57 条

- (1) 出願人は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に基づいて定められる額の費用が課されることで、小特許出願の特許出願への変更の公開を早めることを申請できる。
- (2) 第(1)項の出願の変更の公開は、出願日から最速で 6 ヶ月行われる。

第 VI 章 特許出願の取下げの手續

第一部 特許出願の取下げ

第 58 条

- (1) 出願人は、大臣に対して書面で特許出願の取下げを提出できる。
- (2) 第(1)項の特許出願の取下げは、大臣が最終決定を行う前に申請できる。
- (3) 第(1)項のように特許出願の取下げが提出された場合、既に大臣に支払われた出願費用は返却されない。

第 59 条

- (1) 第 58 条の特許出願の取下げは、出願人が以下を添付して提出する：
 - a. 出願撤回申請書；あるいは
 - b. 出願の中止または停止のための書類
- (2) 第(1)項の特許出願の取下げは、申請者またはその代理人に通知される。
- (3) 第(1)項の特許出願の取下げは、電子メディアまたは非電子メディアを通じて公開される。

第 VII 章

実体審査の要件と手続

第一部

実体審査の要件

第 1 節

総則

第 60 条

- (1) 実体審査請求は大臣に書面で提出する。
- (2) 第(1)項の請求は、非電子的に、または電子的に提出する。
- (3) 第(2)項の請求は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に従った費用が課される。

第 2 節

非電子的な実体審査請求の提出

第 61 条

- (1) 第 60 条の特許の実体審査の請求は、出願日から遅くとも 36 ヶ月の期間内に提出する。
- (2) 実体審査請求は、様式に記入して提出する。
- (3) 第(2)項の様式は、本省令の分かつことのできない一部となる添付書類に掲載される。

第 3 節

電子的な実体審査請求の提出

第 62 条

- (1) 実体審査請求は、知的財産総局の公式ウェブサイトを通じて電子的に申請する。
- (2) 第(1)項の実体審査請求は、出願日から 36 ヶ月の期間の経過前に提出する。

第 4 節

実体審査の請求手続

第 63 条

- (1) 実体審査の請求が、第 61 条第(1)項または第 62 条第(2)項の期限内に提出されず、実体審査の費用が支払われなかった場合、出願は撤回されたとみなされる。
- (2) 大臣は書面で第(1)項の撤回されたとみなされる出願を出願人またはその代理人に通知する。

第 64 条

- (1) 第 60 条第(1)項の実体審査の請求が、特許に関する法律 2016 年 13 号第 48 条第(1)項の公開期間の終了前に提出された場合、実体審査は公開期間の終了後に行われる。
- (2) 第(1)項の実体審査の請求が、特許に関する法律 2016 年 13 号第 48 条第(1)項の公開期間の終了後に提出された場合、実体審査はその実体審査請求が受理された日の後に行われる。

第 5 節

出願の変更および分割の際の実体審査の請求

第 65 条

- (1) 特許出願から小特許出願への変更またはその逆の変更に対する実体審査の請求および費用支払は、特許出願から小特許出願への変更またはその逆の変更の申請と同時に提出しなければならない。
- (2) 第(1)項のように実体審査の請求および費用支払が特許出願から小特許出願への変更またはその逆の変更の申請と同時に提出されなかった場合、特許出願から小特許出願への変更またはその逆の変更は撤回されたとみなされる。

第 66 条

- (1) 出願の分割に対する実体審査の請求および費用支払は、出願の分割の申請と同時に提出しなければならない。
- (2) 実体審査の請求および費用支払が、出願の分割の申請と同時に提出されなかった場合、出願の分割は撤回されたとみなされる。

第 6 節

公開されない出願に対する実体審査の請求

第 67 条

公開されない出願は、費用が課されずに実体審査が行われる。

第一部

実体審査

第 1 節

総則

第 68 条

- (1) 特許または小特許の出願に対する実体審査は、審査官が行う。
- (2) 第(1)項の特許出願に対する実体審査は、発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性に関する審査、および法令に応じた他の規定を満たしているかの審査を含む。
- (3) 第(2)項の他の規定は、以下を含むがそれのみに限らない：
 - a. 発明開示の明確さ；
 - b. 発明の単一性；
 - c. 発明開示の一貫性；
 - d. 請求項は明細書により支持されていなければならない；
 - e. 発明開示の十分さ；および
 - f. 請求項の明確さ
- (4) 審査官は請求項の超過費用の方式審査を行う。
- (5) 実体審査の実施において、大臣は実体審査の必要のため専門家の補助および／あるいは他の機関による必要とされる便宜を求めることができる。

第 2 節 実体審査の方式要件

第 69 条

- (1) 第 68 条の出願の実体審査は、出願が方式要件を満たし、公開期間が終了した後で行われる。
- (2) 出願人は出願の実体審査を行い、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令に基づいた費用を支払う。

第 3 節 実体審査の手続

第 70 条

- (1) 第 69 条の実体審査は、法令の規定に基づいて行われる。
- (2) 出願の明細書が英語以外の外国語で書かれている場合、審査官は明細書の英訳を求めることができる。
- (3) 第 5 条第(1)項 b および c の発明および／あるいは発明の請求項または複数の請求項に関する明細書に対する補正は、その補正が原出願で提出された発明の範囲を広げないとの規定で行うことができる。
- (4) 原出願よりも請求項の数を増やして行われる補正により、請求項の数が 10 を超えた場合、出願人は請求項の超過に対して費用を課される。
- (5) 第(3)項の費用の額は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令に基づいて定められる。
- (6) 第(4)項の費用の支払は、請求項の補正提出と同時に行う。

第 71 条

- (1) 審査官が実体審査を行うにおいて、以下の比較文献を用いることができる：
 - a. 出願出願日の前、または出願が優先権を用いて提出された場合は優先日の前に、既に公開

されているインドネシア内外で提出された特許出願書類；

- b. 公開日が出願出願日の前、または出願が優先権を用いて提出された場合は優先日の前の、インドネシア内外で特許が与えられた特許文献；
 - c. 出願出願日の前、または出願が優先権を用いて提出された場合は優先日の前に、既に公開されている非特許文献；
 - d. 出願出願日に、または出願出願日の後で公開されたインドネシアで提出された出願書類で、実体審査の実施中だが、そのインドネシアで提出された出願の出願日または優先日が、その実体審査が実施中の出願の出願日または優先日よりも早いもの。
 - e. 出願が提出された発明の技術分野で知られている一般的な知識；および
 - f. 市民により提出された意見および／あるいは不服（あれば）およびその意見および／あるいは不服に対する反論または説明
- (2) 第(1)項 a、b、c の比較文献は、インドネシアで公開された、および／あるいはインドネシア外で公開された文献の形をとることができる。

第 72 条

- (1) 発明に関する明細書は、その分野で専門性を持つ者がどのようにしてその発明を実施するかについて明確かつ完全に開示しなければならない。
- (2) 発明の請求項または複数の請求項は、発明の核心に対して明確かつ一貫して開示し、第(1)項の明細書により支持されていなければならない。
- (3) 第(1)項の明細書および／あるいは第(2)項の請求項が明確に開示されていない場合、出願は拒絶される。

第 73 条

- (1) 大臣は理由と実体審査で用いられた関係書類を添えて、明確かつ詳細に実体審査の結果を通知する
- (2) 第(1)項の通知は、修正のための助言も掲載することができる。
- (3) 第(1)項の通知では、3 ヶ月の応答のための期間が与えられる。
- (4) 第(3)項の期間内に出願人が実体審査の結果に応答できない場合、出願人は期間延長申請を提出できる。
- (5) 第(4)項の期間延長申請は、理由とともに大臣に書面で提出する。
- (6) 大臣が第(5)項の申請を承認する場合、最長で大臣による通知日から 2 ヶ月の期間延長が与えられる。

第 74 条

- (1) 第 73 条第(6)項の延長期間内に出願人が依然、実体審査の結果に応答できない場合、出願人は期間延長申請を提出できる。
- (2) 第(1)項の期間延長申請は、理由とともに大臣に書面で提出する。
- (3) 大臣が第(2)項の申請を承認する場合、最長で 1 ヶ月の期間延長が与えられ、延長申請費用が課される。
- (4) 出願人が応答をしたが、実体審査の結果通知書に記載された規定を満たしていない場合、大臣は遅くとも 2 ヶ月の期間内に出願が拒絶されたことを出願人に書面で通知する。

- (5) 第(4)項の拒絶に対する法的措置は、特許審判委員会へ訴えることである。
- (6) 出願人が実体審査の結果通知書に記載された応答をしない場合、大臣は遅くとも2ヶ月の期間内に出願が撤回されたとみなされたことを出願人に通知する。

第75条

- (1) 出願人または代理人が実体審査の結果通知に対して応答した場合、大臣はその応答を考慮しなければならない。
- (2) 第(1)項の応答が実体審査の結果通知書に記載された規定を依然満たしていない場合、大臣は法令に従った期間を与え、出願人または代理人に書面でその旨を通知できる。
- (3) 出願人は、第(2)項の実体審査の結果通知に応答しなければならない。
- (4) 第(3)項の応答が請求項の補正を記載している場合、大臣はその請求項の補正を審査しなければならない。
- (5) 第(4)項の請求項の補正が第72条第(2)項の規定を満たさない場合、大臣は法令に従った達成期間を与え、出願人または代理人に書面でその旨を通知しなければならない。
- (6) 第(5)項の通知は、理由と実体審査に用いられた比較参照文献を添えて、明確かつ詳細に記載しなければならない。
- (7) 第(6)項の通知は、修正のための助言も掲載することができる。

第76条

- (1) 出願人または代理人は、第73条第(2)項の通知に対して応答しなければならない。
- (2) 第(1)項の応答は、第73条の通知に対する説明、反論、追加情報、補正、修正および／あるいは不足の充足を含むことができる。
- (3) 第(2)項の補正および／あるいは修正は、以前に提出された発明の範囲を広げない限りにおいて行うことができる。

第三部

優先権を用いた実体審査

第77条

- (1) 実体審査が優先権を用いた出願に対して行われる場合、大臣は以下の書類の具備に関して、出願人および／あるいは優先権の由来する国または他の国の特許庁に求めることができる：
 - a. 国外での最初の特許出願人に対して行われた実体審査の結果に関する書類の正式な謄本；
 - b. 国外での最初の特許出願に関して与えられた特許書類の正式な謄本；
 - c. その特許出願が拒絶される場合、国外での最初の特許出願に対する拒絶に関する決定の正式な謄本；
 - d. その特許が取り消されたことがある場合、国外で出されたことのある特許取消決定の正式な謄本；および／あるいは
 - e. 必要な他の書類
- (2) 第(1)項の書類の謄本の提出は、出願人による別個の追加説明を伴わせることができる。
- (3) 第(1)項の書類が外国語の場合、審査官は英訳またはインドネシア語訳を求めることができる。
- (4) 第(1)項の書類は、優先権を用いた出願の認可または拒絶の決定を行うにおいて、大臣の検討の

根拠とすることができる。

第四部 出願分割の実体審査

第 78 条

- (1) 実体審査の手続中に大臣が出願が単一の発明でない複数の発明または複数の発明群からなっており、分割を行う必要があると評価した場合、大臣は出願の分割を行うように出願人または代理人に通知する。
- (2) 第(1)項の出願分割の提出は、出願人が出願分割に同意した回答書の日付から遅くとも3ヶ月で行う。
- (3) 第(2)項の期間内、審査官は以前の特許出願に最終決定を行ってはならない。

第 79 条

出願人または代理人が、第 78 条の発明の単一性に関する大臣の不服に対して回答を行わなかった場合、大臣は第一の発明群のみを審査する。

第五部 地域および二国間協力に基づく特許の実体審査の迅速化

第 1 節

地域協力に基づく特許の実体審査の迅速化

第 80 条

地域協力に基づく特許の実体審査の迅速化の提出は、以下の要件が満たされる場合に適用される：

- a. 出願人は出願の方式要件を具備しなければならない；および
- b. 迅速化の申請が遅くとも最終段階の実体審査の結果が出される前に提出される。

第 2 節

二国間の協力条約に基づく特許の実体審査の迅速化

第 81 条

二国間協力に基づく特許の実体審査の迅速化の提出は、以下の要件が満たされる場合に適用される：

- a. 出願人は迅速化の申請の方式要件を具備し、法令の規定に従った費用を支払わなければならない；
- b. 提出と実体審査費用の支払の証拠を添付することにより、当該出願が知的財産総局の公式ウェブサイトでの公開を終えている；および
- c. 迅速化の申請が遅くとも初期段階の実体審査の結果が出される前に提出されている。

第六部

決定

第 82 条

- (1) 大臣は、以下の時点から遅くとも 30 ヶ月で特許出願の認可または拒絶の決定を行う：
 - a. 実体審査の請求が公開期間を終えた後で提出された場合、実体審査申請書の出願日；あるいは
 - b. 実体審査の請求が公開期間を終える前に提出された場合、公開期間の終了
- (2) 出願の実体審査が行われた場合、大臣は出願の認可または拒絶の決定を出願人に書面で通知する。
- (3) 大臣により与えられた特許は、電子メディアおよび／あるいは非電子メディアを通じて記録および公開される。

第 VIII 章

小特許の出願

第一部

総則

第 83 条

特許出願の審査の要件および手続に関する規定は、必要な変更を加えれば、以下を除き小特許の出願にも適用される：

- a. 小特許が与えられる要件；
- b. 方式審査の期間、公開の期間および実体審査の期間；および
- c. 出願費用の額

第二部

小特許が与えられる要件

第 84 条

実体審査は以下の規定で適用される：

- a. 小特許は単一の発明にのみ与えられる；
- b. 既存の製品または製法の発明の発展であり得る；および
- c. 新規性があり、産業上の利用可能性がある。

第三部

方式審査の期間

第 85 条

- (1) 小特許の出願は、出願提出が受理された日から 14 日の期間内に方式審査が行われる。
- (2) 第(1)項の審査結果により、第 21 条の要件書類に不備があった場合、大臣は補うよう出願人に

書面で通知する。

- (3) 出願人は、不備の通知書が出された日から遅くとも1ヶ月の期間内に、要件書類の不備を補う。

第四部 実体審査の請求

第86条

- (1) 小特許の実体審査の請求は、小特許出願の提出と同時に、または小特許出願の出願日から遅くとも6ヶ月までに費用を課された上で行うことができる。
- (2) 出願人が第(1)項の実体審査の請求を提出しない、または費用を支払わない場合、出願は撤回されたとみなされる。
- (3) 第(1)項の費用の額は、法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に基づく。

第五部 実体審査の手続

第87条

- (1) 小特許出願に対する実体審査は、以下の場合に行われる：
- a. 出願の公開期間が終了した；あるいは
 - b. 出願人が実体審査申請を提出し、法令の規定に従った費用を支払った。
- (2) 第(1)項の実体審査は、出願日から6ヶ月後に行われる。

第六部 決定

第88条

- (1) 大臣は小特許出願の出願日から、遅くとも12ヶ月で小特許出願の特許または拒絶の決定を行う。
- (2) 第(1)項の決定は、出願人に書面で届けられる。
- (3) 第(1)項の決定は、電子メディアおよび／あるいは非電子メディアを通じて記録および公開される。

第IX章 証書

第89条

第82条および第88条の決定が特許を与えることの査定であった場合、大臣は証書を交付する。

第90条

- (1) 第89条の証書には以下を記載する：
- a. 証書の上部中央に置かれたガルーダの標章；

- b. 証書発行機関；
 - c. 特許または小特許の証書の種類；
 - d. 権限を持つ担当官の署名；
 - e. 特許または小特許の権利者の氏名と住所；
 - f. 発明の名称；
 - g. 発明者；
 - h. 出願日；
 - i. 特許番号または小特許番号；
 - j. 認可日；
 - k. 保護期間；および
 - l. QR コード
- (2) 第(1)項の証書には、以下が添付される：
- a. 登録公報；
 - b. 明細書、請求項、要約および出願に図面が添付されている場合は図面；および
 - c. 特許の年間費用の情報
- (3) 第(1)項の証書には、大臣の署名がされる。
- (4) 第(3)項の証書の署名は、総局長または指名された担当官に委譲される。

第 91 条

- (1) 既に証書が与えられた特許または小特許は、大臣により記録され公開される。
- (2) 第(1)項の公開は以下の手段を通じて行われる：
- a. 電子的；および／あるいは
 - b. 非電子的
- (3) 第(2)項の公開は、以下のものを記載する：
- a. 特許の番号と授与日；
 - b. 発明の分類；
 - c. 出願番号；
 - d. 特許権者の氏名と完全な住所；
 - e. 出願が代理人を通じて提出された場合は、代理人の氏名と完全な住所；
 - f. 発明者の氏名と国籍；
 - g. 出願日；
 - h. 優先データ；
 - i. 公開日；
 - j. 比較文献；
 - k. 審査官の氏名；
 - l. 請求項の数；
 - m. 発明の名称；
 - n. 要約；および
 - o. 出願に図面が添付されている場合は図面

第二部

証書データの修正

第 92 条

- (1) 特許証書および／あるいはその添付書類のデータは、大臣に書面で修正申請を提出することができる。
- (2) 第(1)項の特許証書の修正は、以下の場合にのみ行うことができる：
 - a. 出願人の誤りがあった；あるいは
 - b. 証書交付時に誤りがあった
- (3) 第(2)項 a の理由による証書データの修正は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に基づいた金額の費用が課される。
- (4) 第(2)項 b の理由による証書の修正は、費用が課されない。
- (5) 第(2)項 a の誤りがあった場合、証書の修正は通知書の形のみである。
- (6) 第(2)項 b の誤りがあった場合、既に交付された証書は、新たな証書の交付のため大臣に返納しなければならない。

第 93 条

- (1) 第 92 条第(1)項の添付書類の修正には、以下が含まれる：
 - a. B 公報；
 - b. 明細書、請求項、要約および出願に図面が添付されている場合は図面；および
 - c. 特許の年間費用の情報
- (2) 第(1)項 a の B の公開の修正は、その公開におけるデータに対して行うことができる。
- (3) 明細書、請求項、要約および出願に図面が添付されている場合は図面の修正は、実体を広げないタイピングの誤りに対してのみ行うことができる。

第 94 条

第 92 条第(2)項 b の証書および／あるいは添付書類の修正の申請は、以下を添付しなければならない：

- a. 証書のデータの修正申請の書類または様式；
- b. 証書の原本；
- c. 特許出願様式の複写；および
- d. 証書のデータの修正のための説明を伴う、データ修正を申請する部分に関するデータまたは情報

第 95 条

- (1) 大臣は、必要とする者に特許書類の抄本および／あるいは謄本を交付することができる。
- (2) 第(1)項の抄本および／あるいは謄本の交付は、申請により行われる。
- (3) 第(2)項の特許書類の抄本および／あるいは謄本の申請は、書面で大臣に対して提出し、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に基づいた額の費用が課される。

第 X 章

データ変更の記録の条件と手続

第 96 条

- (1) 既に証書が与えられた特許または小特許に対して、データの変更を行うことができる。
- (2) 第(1)項のデータ変更は、大臣に対する特許権者またはその代理人による申請を通じて以下の方法で提出される。
 - a. 電子的；あるいは
 - b. 非電子的
- (3) 第(2)項のデータ変更の申請には、以下が含まれる：
 - a. 特許権者の氏名；
 - b. 特許権者の完全な住所；
 - c. 発明者の氏名；および
 - d. 代理人の氏名と住所
- (4) 第(3)項のデータの変更は、大臣により記録および公開される。
- (5) 第(1)項のデータの変更申請は、法務・人権省で適用される非税国家収入の分野の法令の規定に基づいた費用が課される。

第 97 条

第 96 条第(1)項のデータの変更申請は、以下を添付して、データ変更申請様式に記入して書面で提出する：

- a. データ変更の申請書類または様式；
- b. 外国の申請者の場合は、権限を持つ機関による証明書；
- c. 権限を持つ機関による法人の変更証明書；
- d. 代理人を通じて提出する場合は委任状；および
- e. データ変更申請の支払の証拠

第 98 条

- (1) 電子的なデータ変更申請は、知的財産総局の公式ウェブサイトを通じて行う。
- (2) 第(1)項の申請の提出において、申請者は電子的に様式に記入しなければならない。
- (3) 第(2)項の様式記入の他、申請者は第 97 条の関連書類をアップロードしなければならない。
- (4) 第(2)項の様式は、本省令の分かつことのできない一部となる添付書類に記載される。

第 99 条

- (1) 非電子的なデータ変更申請は、申請者が書面で大臣に提出する。
- (2) 第(1)項の申請の提出で、申請者はインドネシア語で様式に記入し、第 97 条の要件書類を添付しなければならない。
- (3) 第(2)項の様式は、本省令の分かつことのできない一部となる添付書類に記載される。

第 100 条

- (1) 全てのデータ変更申請は、審査がされなければならない。
- (2) 第(1)項の審査は、第 97 条の要件書類の具備に対して行われる。
- (3) 第(2)項の審査は、遅くとも申請の出願日から 10 日の期間内に行われる。

- (4) 第(3)項の審査の結果、不備があると表明された場合、大臣は要件の不備を補うように申請者またはその代理人に通知する。
- (5) 申請者またはその代理人は、第(4)項の通知を受け取ってから遅くとも 30 日で要件の不備を補わなければならない。
- (6) データの変更申請に不備がないと表明された場合、大臣は、データの変更申請に不備がないことが表明されてから遅くとも 20 日の期間内に申請者またはその代理人に通知する。
- (7) 申請者またはその代理人が、第(4)項の期間内に要件書類の不備を補わなかった場合、データ変更申請は撤回されたとみなされる。

第 XI 章 雑則

第 101 条

- (1) 非常事態が生じた場合、申請者は以下の期間延長申請を提出できる：
 - a. 方式要件の具備；
 - b. 実体審査の結果の応答；
 - c. 実体審査の費用の支払；および
 - d. 年間費用の支払
- (2) 第(1)項の申請は、権限を持つ機関から出された関連証拠を添えて、書面で大臣に提出する。
- (3) 第(1)項の申請に対して、大臣は法令の規定に従った期間の延長を与えることができる。
- (4) 第(1)項の非常事態が生じた場合、特許権者は特許維持費用および実体審査費用の支払を、緊急事態の期間の終了後の 3 日に行うことができる。

第 102 条

- (1) 第 29 条第(4)項、第 33 条、第 42 条、第 45 条第(7)項、第 63 条第(1)項、第 65 条第(2)項、第 66 条第(2)項、第 74 条第(6)項、第 86 条第(2)項および第 100 条第(7)項のように、申請が撤回されたとみなされた場合、申請者は法務・人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に基づく額の費用を課され、理由を添えて再開申請を提出できる。
- (2) 第(1)項の申請の提出は、撤回とみなされたことの通知日から最長 6 ヶ月間、行うことができる。

第 XII 章 移行規定

第 103 条

本省令が施行開始された際、既に提出され、依然、手続中の特許出願は、本省令の規定に適合させなければならない。

第 XIII 章 終末規定

第 104 条

省令は法制化の日から施行される。

全ての者が知る事ができるよう、本省令をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにて制定

2018年12月19日

インドネシア共和国

法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにて法制化

2018年12月28日

インドネシア共和国

法務・人権省

法令総局長

署名

WIDODO E. KATJAHJANA